

令和2年版 成果レポート

【目次】

第1編（第二次行動計画の評価）

| | 頁 |
|---|-----|
| 第1章 第二次行動計画の4年間を振り返って…………… | 1 |
| (1) 第二次行動計画の4年間を振り返って…………… | 3 |
| (2) 統計指標等から見た主な成果と今後の課題…………… | 4 |
| (3) 県民の皆さんの意識の推移…………… | 18 |
| 第2章 施策の取組…………… | 21 |
| (1) 政策体系とは…………… | 23 |
| (2) 政策体系一覧…………… | 24 |
| (3) 評価結果をふまえた進展度の判断基準及び目標達成状況の 算出方法について…………… | 27 |
| (4) 施策数値目標等一覧…………… | 29 |
| (5) 施策評価表の見方…………… | 36 |
| (6) 施策評価表…………… | 38 |
| 第3章 行政運営の取組…………… | 295 |
| (1) 行政運営の取組とは…………… | 297 |
| (2) 行政運営の取組一覧…………… | 297 |
| (3) 行政運営の取組数値目標等一覧…………… | 298 |
| (4) 行政運営の取組評価表の見方…………… | 300 |
| (5) 行政運営の取組評価表…………… | 302 |

「成果レポート」とは・・・

県では、長期戦略である「みえ県民カビジョン」や中期戦略「みえ県民カビジョン・行動計画」などに基づき、前年度の県政の取組について評価を行い、その結果を翌年度における取組の改善へ生かすこととしています。

「成果レポート」は、毎年度の評価によって明らかになった成果や課題、翌年度の改善方向などを取りまとめ、県民の皆さんにわかりやすくお伝えするための年次報告書です。

- ※ なお、「成果レポート」は、地方自治法第 233 条第 5 項に定める「主要な施策の成果を説明する書類」（主要な施策の成果に関する報告書）としても取りまとめるものです。

【参考】

地方自治法第 233 条第 5 項

普通地方公共団体の長は、（中略）当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類（中略）を併せて提出しなければならない。

- ※ 本文中、「*」が付いている語句は、巻末の用語説明で説明を掲載しています。